いじめに対する対応

児童理解　「生活アンケート」「個人面談」「担任の見取り」
「保護者との面談・教育相談」「地域からの連絡」等

いじめの情報入手
〈担任〉

⇔は報告、指示

学年主任、いじめ対策委員へ連絡　⇔　校長・教頭

事実確認　⇔　校長・教頭　⇔　市教委

・担任、学年を中心に行う。〈必要に応じて管理職、いじめ対策委員が入る。〉
・加害者、被害者、両方の話を聞く

いつ、誰が、誰に対して、どんな方法で、何をしたのか。

いじめ対策委員会

・校長、教頭、教務、担任、関係学年、いじめ対策委員
・事実を共通理解し、今後の対応について確認する。

当該児童への指導

・担任、関係学年、いじめ対策委員が指導に当たる。
・状況により、学級、学年、全体での指導を進める。

保護者への対応

・担任を中心に、学年、いじめ対策委員、教務、教頭、校長で対応に当たる。
・被害児童の保護者へは、実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。
・加害児童の保護者へは、事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

児童への指導の継続

・指導を継続し、随時指導の経過を報告する。⇔　校長・教頭・いじめ対策委員
・状況によっては、PTA 等にも説明し、協力を依頼する。
・事態は改善されないときは、再度いじめ対策委員会を開いて検討、対応する。

解消

・状況を総合して、いじめ対策委員会で確認する。
・校長が判断する。